

## 公立大学法人福知山公立大学授業料等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学学則（以下「学則」という。）の規定に基づき、公立大学法人福知山公立大学における検定手数料、入学金、授業料等の納付手続並びに証明書の種類及びその発行手数料について定めることを目的とする。

(検定手数料、入学金及び授業料等の納付等)

第2条 公立大学法人福知山公立大学の入学検定を受けようとする者は検定手数料を、入学しようとする者は入学金を、在学する者は授業料等を納付しなければならない。

2 検定手数料、入学金及び授業料等の額は、学則別表第3で定める。

(検定手数料の納付方法)

第3条 検定手数料は、入学願書を提出する際に、指定する納付書により納付しなければならない。

(入学金の納付方法)

第4条 本学の入学の許可を受けようとする者は、入学金を別に定める入学手続期間中に、指定する納付書により納付しなければならない。

(入学金の免除)

第5条 特に必要と認めた場合は、入学金の一部を免除することができる。

2 入学金の減免に関する規程は、別に定める。

(入学辞退者の入学金)

第6条 入学辞退の申し出をした者が納付した入学金は還付しない。

(授業料等の納付方法)

第7条 授業料等は、学則第13条で規定する各学期において、授業料年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。

2 納付期限は次のとおりとする。

(1) 前学期 4月30日

(2) 後学期 10月31日

3 授業料等の納付は、指定する納付書により納付するものとする。

(授業料等の延納)

第8条 学生の授業料等は、経済的理由その他の特別の理由があると認められる者について、徴収を猶予（以下「延納」という。）することができる。

2 授業料等の延納を希望する場合、次の期限までに延納願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- (1) 前学期 4月20日
- (2) 後学期 10月20日

3 授業料等延納許可を受けた者の納付期限は次のとおりとする。

- (1) 前学期 6月30日
- (2) 後学期 12月30日

4 学長は、延納申請の内容が事実と相違することが明らかになった場合は、延納の許可を取り消すことができる。

(納付の督促)

第9条 授業料等を第7条及び第8条に規定する納付期限までに納付しない者がある場合は、督促をするものとする。

2 授業料等延納許可を受けていない者で、規定する期日を経過しても授業料等を納付しない者への督促時期及び督促方法については次のとおりとする。

(1) 第7条第2項に規定する期日を経過しても授業料等を納付しないとき

	督促時期	督促の方法
前学期	5月上旬	文書により学生及び保証人へ督促
後学期	11月上旬	文書により学生及び保証人へ督促

(2) 前号の督促期限を経過しても授業料等を納付しないとき

	督促時期	督促の方法
前学期	6月上旬	文書により学生及び保証人へ督促
後学期	12月上旬	文書により学生及び保証人へ督促

3 授業料等延納許可を受けた者で、規定する期日を経過しても授業料等を納付しない者への督促時期及び督促方法については次のとおりとする。

(1) 第8条第3項に規定する期日を経過しても授業料等を納付しないとき

	督促時期	督促の方法
前学期	7月上旬	文書により学生及び保証人へ督促
後学期	1月上旬	文書により学生及び保証人へ督促

(2) 前号の督促期限を経過しても授業料等を納付しないとき

	督促時期	督促の方法
前学期	7月中旬	文書により学生及び保証人へ督促
後学期	1月中旬	文書により学生及び保証人へ督促

(休学者等の授業料等)

第10条 休学期間中は、当該学期分の授業料等を免除する。

(退学者の授業料等)

第11条 学期の途中で退学を許可又は命ぜられた者については、既に納付された当該学期の授業料等は還付しないものとする。また、当該学期の授業料等が未納の場合は徴収する。

2 退学を希望し、学長の許可を受けようとする者は、退学期日を含む学期の授業料等を完納していなければならない。

(編入学者の授業料等)

第 12 条 編入学を許可された者の入学金及び授業料等は、当該年度の新入学生の入学金及び授業料等と同額とする。

(再入学者の授業料等)

第 13 条 再入学を許可された者の入学金及び授業料等は、当該年度の新入学生の入学金及び授業料等と同額とする。

(授業料等の免除)

第 14 条 特に必要と認めた場合は、授業料等の一部を免除することができる。

2 授業料等の減免に関する規程は、別に定める。

(証明書の発行手数料)

第 15 条 証明書の種類及びその発行手数料は、別表のとおりとする。

(規程の改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

(その他)

第 17 条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 入学初年度前学期の授業料等については、第 7 条の規定に関わらず入学金と同時に納付を義務づけることがある。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第15条関係）

種 別	料 金	備 考
在学証明書	200 円	
成績証明書	200 円	
単位修得見込証明書	200 円	
卒業見込証明書	200 円	
卒業証明書	200 円	
健康診断証明書	200 円	
推薦書	200 円	
履歴書	200 円	
在籍証明書	500 円	出学者
退学証明書	500 円	出学者
学生証再発行	1,500 円	
その他証明書	200 円または 500 円	